

津島市狭あい道路に係る後退用地等の確保及び整備に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、良好な市街地の形成を促進するとともに、生活環境の向上を図り、もって安全で住み良い街づくりに寄与するため、狭あい道路に係る後退用地等の確保及び整備に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 幅員4メートル未満の市道認定された道路及び市長が必要と認める道路をいう。
- (2) 後退線 当該道路の中心線から水平距離2メートルの線又は当該道路が中心線からの水平距離2メートル未満で、がけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等と道路の境界線から道路側に水平距離4メートルの線をいう。
- (3) 後退用地 狭あい道路とこれに接する土地との境界線と後退線との間にある土地をいう。
- (4) 隅切り用地 狭あい道路と他の道路が同一平面上で交差、接続又は屈曲する箇所(交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度を超える場合を除く。)に設ける角地(後退用地を除く。)をいう。なお、後退線又は道路境界線に接する辺の長さについては、別表第1によるものとする。
- (5) 路線協議 狭あい道路に接する土地の所有者等が、路線単位で拡幅整備をしようとするための協議をいう。
- (6) 路線単位 拡幅整備をしようとする狭あい道路の交差点から交差点までの区間をいう。
- (7) 土地所有者等 狭あい道路に接する土地の所有者及び路線協議を行う際に代表となる者をいう。
- (8) 後退支障物件 後退用地及び隅切り用地(以下「後退用地等」という。)内に存在する門、塀、擁壁、フェンス、配管等その他これらに類するものをいう。
- (9) 建築行為 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第2条第1項第1号に規定する建築物、法第88条に規定する工作物又は門、塀、擁壁その他これらに類するものを新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。

(路線協議)

第3条 路線単位で狭あい道路の拡幅整備をしようとする土地所有者等は、当該路線に接する土地の所有者の4分の3以上の割合の同意を得た上で、市長に対し「狭あい道路路線認定協議申出書(様式第1号)」により協議を申し出るものとする。

2 市長は、前項の協議が終了したときは、「狭あい道路路線認定協議通知書(様式第2号)」により、当該土地所有者等に協議結果を通知するものとする。

- 3 第1項に規定する同意は、すでに当要綱に基づき、後退した者の同意を不要とする。
- 4 協議終了後において狭あい道路の解消を目的とする整備を行おうとする者は、次条第2項に規定する随時協議を行うものとする。

(個別協議)

第4条 建築行為を行おうとする者は、法第6条第1項の規定による確認の申請書の提出又は法第18条第2項の規定による通知(法第88条において準用する場合を含む。)を行う前に、後退用地等の取扱い並びに後退支障物件の除却等について、「狭あい道路後退用地等協議申出書(様式第3号)」により市長に協議を申し出るものとする。

2 狭あい道路の解消を目的とする整備を行おうとする者は、建築行為の有無にかかわらず随時協議を申し出るものとする。

3 前2項に規定する協議により、後退用地等を寄附することとなった者(以下、「寄付者」という。)は、「津島市に対する寄附の申出取扱規程(平成元年津島市訓令第11号)」に基づき、市長に対し寄附の申し出を行うものとする。

4 自己の居住用又は自己の業務用に供する目的以外で行うものは、建築行為を行おうとする者が自ら当該後退用地等を舗装した後でなければ、前項に規定する寄附ができないものとする。

5 第1項及び第2項に規定する協議により、分筆した上で後退用地等は無償貸与することとなった者(以下、「無償貸与者」という。)、又は土地の分筆無しに狭あい道路施策に協力することとなった者(以下、「無分筆貸与者」という。)は、市と「土地使用貸借契約(様式4号)」を締結するとともに「後退用地等無償使用等承諾書(様式第5号)」を市長に提出するものとする。

6 第1項及び第2項に規定する協議により、後退用地等を以後も自己管理することとなった者(以下、「自己管理者」という。)は、市長に「後退用地等自己管理誓約書(様式第6号)」を提出するものとする。

7 寄付者、無償貸与者、無分筆貸与者及び自己管理者は、予め協議した内容に変更が生じた場合は、「狭あい道路後退用地等変更協議申出書(様式第7号)」により、市長に協議の変更を申し出るものとする。

8 無償貸与者及び無分筆貸与者において、土地の所有権又は使用権等に変更が生じたときは、当該権利を引き継ぐ者に貸与に係る義務を承継させなければならない。

(土地所有権移転に必要な書類の提出)

第5条 寄付者は、前条第3項に規定する寄附の申し出に際しては、次に掲げる土地所有権移転登記に必要な書類を市長に提出するものとする。

(1)土地所有権移転登記承諾書

(2)印鑑登録証明書

(3)その他市長が必要と認めた書類

(整備)

第6条 市長は、第4条第3項(同条第4項に基づき寄付されたものを除く。)及び第5項に規定する寄附又は無償使用許諾を受けた後退用地等について、道路整備を行うも

のとする。

- 2 市長は、狭あい道路の整備にあたり特に必要があると認める場合は、市の負担により後退支障物件を除却し、後退用地等を確定するための分筆測量を行い、後退用地を買い取ることができる。

(助成金の交付)

第7条 市長は、次のとおり当該年度の予算の範囲内で助成金を交付する。

- (1) 第3条第1項に規定する協議に基づき整備を行う者に対しては、後退支障物件の除却等に要する費用又は後退用地を確定するために行った分筆測量に要する費用

- (2) 寄附者及び無償貸与者に対しては、後退用地を確定するために行った分筆測量に要する費用

- 2 前項の助成金の額は、別表第2に基づき算出した額とする。

- 3 助成金の交付を受けようとする者は、「市費補助金等交付規則（平成10年津島市規則第1号）」第4条に規定する「市費補助金等交付申請書」に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事見積書及び測量委託費見積書

- (2) その他市長が認める書類

(報償金の交付)

第8条 市長は、隅切り用地を寄附した者に、報償金を当該年度の予算の範囲内で交付する。

- 2 市長は、寄附を受けた隅切り用地の土地所有者移転登記が完了したときは、別表第3に基づき算出した報償金を支給するものとする。

(適用除外)

第9条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては助成金又は報償金を交付しない。

- (1) 自己の居住用又は自己の業務用に供する目的以外で行うもの

- (2) 土地区画整理事業、都市計画道路事業等の実施が確定した区域で行うもの

- (3) 市長がこの要綱の規定を適用することが適当でないと認めたもの

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるとき。

- (5) 所有者が同一の敷地（一体的に利用されているもの及び過去に分筆をしたものを含む。）において、既に当該助成金の交付を受けているとき又は複数の申請をしたとき。

(雑則)

第10条 この要綱に定めのない事項は、市長が別に定めることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月22日から施行する。

別表第1（第2条関係）

（単位 メートル）

	交差角度	隅切りの長さ
区画道路	75° を超え105° 以下	3.0
	75° 以下	4.0
	105° を超えるもの	2.0

備考 交差点における隅切りの長さは、上表に示す値を標準とする。

別表第2（第7条関係）

項目	補助率	限度額 (1,000円未 満切捨て)
(1) 後退支障物件の除却 等に要する費用	2分の1 以内	25万円
(2) 後退用地を確定する ために行った分筆測 量に要する費用	2分の1 以内	25万円

備考 助成額は、項目ごとに算出された額の合計とする。

後退用地を確定するために行った分筆測量に要する費用の補助対象額については、実際に要した費用又は直近で本市と公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会及び公益社団法人愛知県公共嘱託登記司法書士協会が締結した嘱託登記業務委託契約の単価より算出した費用（消費税及び地方消費税を除く。）のいずれか少ない額とする。

別表第3（第8条関係）

項目	係数（1,000円未満切捨て）
(1) 隅切り用地	100分の100

備考 報償金の額は、固定資産税評価額に基づき算出した額を1㎡当りに割り戻した額に項目で定めた係数を乗じて得た額とする。